

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画

1 教育・保育提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業のニーズを表す「量の見込み」と、提供量を表す「確保内容」を定めることとしています。

本町の教育・保育提供区域については、区域内の施設や利用者の細やかなニーズに対応できることから、全町を1区域として設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保内容

(1) 認定区分等

町内に居住する0～5歳までの子どもについて、国の定めている3つの区分で認定を行います。

《認定区分と提供施設》

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育	認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	
3号	0～2歳、保育の必要性あり	

(2) 教育・保育の量の見込みと確保内容

「量の見込み」は、子育て支援施策に関するアンケート調査を基に、現在の利用状況及び今後の利用意向から家庭の就労状況によって分類した割合を求め、現在の人口から算出した将来人口数を掛け合わせた数としています。

また、確保内容については、認定区分ごとの定員数としています。

《量の見込みと確保内容》

1号認定	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	19人	19人	20人	20人	20人
確保内容	30人	30人	30人	30人	30人
2号認定	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	75人	73人	73人	70人	70人
確保内容	120人	120人	120人	120人	120人
3号認定	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	45人	47人	49人	50人	50人
確保内容	50人	50人	50人	50人	50人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

(1) 利用者支援事業 (子ども未来課)

妊娠婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を整備していきます。

«量の見込みと確保内容»

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保内容					
子育て世代包括支援センター（母子保健型）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)

遊びのひろばの運営や子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供などを行います。

«量の見込みと確保内容»

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2,196人	2,124人	2,016人	1,980人	1,980人
確保内容	2,196人	2,124人	2,016人	1,980人	1,980人

(3) 妊婦一般健康診査事業 (福祉保健課)

妊娠一般健康診査受診券を交付し、積極的な受診を促すことで、妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減するとともに、異常を早期に発見し、妊婦及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

«量の見込みと確保内容»

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保内容	30人	30人	30人	30人	30人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (子ども未来課)

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。

《量の見込みと確保内容》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保内容	30人	30人	30人	30人	30人

(5) 養育支援家庭訪問事業 (子ども未来課)

育児ストレスや、産後うつなどの問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待のおそれのある家庭を保健師が訪問し、養育にかかる支援等を行います。

《量の見込みと確保内容》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	8人	8人	8人	8人	8人
確保内容	8人	8人	8人	8人	8人

(6) 子育て短期支援事業 (子ども未来課)

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が一時的に困難になった場合に児童養護施設などが一時的に預かる事業で、短期入所生活援助事業と夜間養護等事業があります。

受け入れ可能な施設がないなど、実施体制が整わないので現状であることから、本町では実施していませんが、類似の事業として、本町独自の「子育て応援保育」を実施しており、保護者の疾病、育児疲れなど一時的に家庭での養護が困難になる家庭のニーズに対応します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援センター)

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい人と、育児を援助したい人との相互援助を行う事業です。本町では実施していませんが、北見市のファミリー・サポート・センターに登録している会員が、町内で実施をしています。また、類似の事業として、子育てサポート・メロンキッズによる一時預かり(一般型)や本町独自事業である子育て応援保育を実施し、ニーズに対応しています。

(8) 一時預かり事業 (一般型) (子育て支援センター)

在宅で子育てしている家庭において、一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児疲れによる心理的・身体的負担を軽減するための方策として、子育て支援センターにおいて一時預かり事業（一般型）を実施します。

《量の見込みと確保内容》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	90人	89人	89人	88人	84人
確保内容	90人	89人	89人	88人	84人

(9) 預かり保育事業(一時預かり幼稚園型) (こども園)

教育認定をうけている3歳以上の園児に対し、教育時間の終了後等に、預かり保育を実施します。

《量の見込みと確保内容》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	2,940人	3,150人	2,940人	2,730人	2,310人
確保内容	2,940人	3,150人	2,940人	2,730人	2,310人

(10) 時間外(延長)保育事業 (こども園)

保護者の就労形態の多様化に対応し、認定こども園開設時間の前後30分の保育延長を行います。

《量の見込みと確保内容》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
確保内容	3人	3人	3人	3人	3人

(11) 病児保育事業（体調不良型）（こども園）

①病児対応型・病後児対応型、②体調不良型、③訪問型の3種類に分けられます。このうち、②体調不良型については、保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応するものを指します。

《量の見込みと確保内容》

②体調不良型以外の類型については、病院や診療所の確保、看護師など専任職員の配置などの要件があり、加えて、かかりつけ医や近隣の医療機関の診療体制や利用調整など、本町のみでは体制が整わないのが現状であることから、量の見込みは0とします。

(12) 放課後児童健全育成事業（子ども未来課）

児童センター「ゆめゆめ館」で、小学1年生から6年生までの全ての児童と放課後に保護者の就労などにより留守家庭となる児童を対象に、多様な遊びの提供や体験活動に取り組みます。

《量の見込みと確保内容》

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	41人	37人	31人	32人	31人
確保内容	70人	70人	70人	70人	70人

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯などに属する児童の保護者が負担する教育・保育施設を利用するため必要な教材費、行事費及び副食費(1号認定に限る)に対して助成する事業で、今後、国や道などの動向に応じて、助成を検討します。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。本町においては、既存施設での受け入れ体制が概ね充足していることから、本事業に取り組む予定はありません。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、地域社会全体において各自の役割を果たすとともに、相互に協力しながら進め必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育ちできるまち」の実現に向け、こども園・小学校・関係団体及び関係部署等が一体となり計画の推進を図ります。

また、北海道や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画の策定（P l a n）、計画に基づく取り組み（D o）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（C h e c k）、その後の取り組みを改善する（A c t i o n）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、「訓子府町子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、「庁内連絡会議」を中心に関係各課に連携を図り、全庁的な視点での協議を行います。

なお、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ見直しや新たな設定を行っていきます。

3 計画の公表

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する体制づくりに向けて、行政だけでなく、家庭、地域等、町民全員のそれぞれの立場における取り組みを示すものです。

そのため、町民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、取り組みを実践していくよう、ホームページなどを活用して本計画の内容を公表し、町民への周知を図ります。

資料編



訓子府町子ども・子育て会議設置要領

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、訓子府町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議をする。

- (1)訓子府町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2)子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の利用定員に関すること。
- (3)子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4)前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15名以内で組織する。ただし、教育長が必要があると認めるとときは、子育て会議に臨時に委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者とする。

- (1)学識経験を有する者
- (2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3)子どもの保護者
- (4)その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 臨時の委員は、当該事項の調査審議が終了したとき、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子育て会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 子育て会議の議事は、出席委員の半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(傍聴)

- 第7条 子育て会議は、議長の許可を得たものが傍聴することができる。

(部会)

- 第8条 専門的な事項を調査審議するため、必要があるときは、子育て会議に部会を置くことができる。
- 2 部会は、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
 - (1)部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。
 - (2)副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3 第6条の規定は、部会について準用することとし、規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
 - 4 部会長は、付議した事項について調査審議したときは、その結果を子育て会議に報告しなければならない。

(守秘義務)

- 第9条 委員、臨時の委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第10条 子育て会議の庶務は、訓子府町教育委員会子ども未来課において処理する。

(委任)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、子育て会議及び部会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年 4月1日から施行する。

第2期 訓子府町子ども・子育て会議 開催状況

年度	月	計画書策定	会議等		主な内容
			策定検討会議	庁舎内連絡会議	
H 30	10	アンケート実施	第1回 子ども子育て会議		<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども子育て支援計画の概要について ・アンケート調査について
	12	アンケート集計			
	2	アンケート結果 報告	第2回 子ども子育て会議		<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度子ども子育て支援事業計画の施策の取組、事業実績について ・アンケート調査結果について
R 1	6			※各関係課の事業の実績、評価についてメールで集約	・第1期計画の実績、評価について
	7	国の策定指針公 布予定			
	8	人口推計・量の 見込み		第1回連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期計画の実績、評価について ・第2期計画の章立て ・グループインタビューについて
	8～ 9	グループインタ ビュー（8～9 月）	・育友会役員会 ・子育てサークル「オハナ」 ・障がいを持つ親の会「おむすびの会」		<p>テーマ「子育てに関する不安や悩みについて」</p> <p>「子育てしやすい町づくりのために重要なこと」</p>
	10			第2回連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・グループインタビュー結果 ・訓子府町における子育ての課題について
	11		第3回 子ども子育て会議	第3回連絡会	・第2期計画素案作成
	12	量の見込み 国報告			
	1				
	2				
	3		第4回 子ども子育て会議 (書面会議)		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の修正について ※素案を郵送し意見聴取 ・計画の最終確定・完成 ・ダイジェスト版作成

訓子府町子ども・子育て会議委員名簿

令和2年3月

選出区分	所 属	役 職 名	氏 名
保護者	訓子府町PTA連合会	会長	柴田 直喜
//	おむすびの会	代表	斎藤 美知代
//	OHANA	代表	荒沢 美幸
//	こども園育友会	会長	荒沢 直樹
学識経験者	訓子府小学校	校長	大友 信也
//	居武士小学校	校長	岩瀬 知範
//	訓子府中学校	校長	上野 弘一
//	訓子府町民生委員児童委員	主任児童委員	齊藤 晴美
//	//	主任児童委員	小池 鏡美
従事者	こども園	園長	吉田 寛
//	こども園	副園長	矢口 真美
//	こども園	保育・教育係長	高橋 秀巳
//	子育て支援センター	センター長	森 奈美恵
//	訓子府町福祉保健課	課長	谷方 幸子
//	//	健康増進係長	関口 好子
//	訓子府町教育委員会管理課	課長	森谷 勇
//	訓子府町教育委員会 社会教育課	課長	高橋 治
//	//	社会教育係長	桜井 朋子
事務局	訓子府町教育委員会 子ども未来課	課長	山本 正徳
//	//	管理係長	南出 弘子
//	//	子ども支援係長	小野 亜紀子

第2期 訓子府町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

編 集 訓子府町教育委員会 子ども未来課

発 行 訓子府町

〒099-1432 北海道常呂郡訓子府町旭町 75 番地
(訓子府町認定こども園内)

TEL 0157-47-2367 FAX 0157-47-2556